

認定 こども園

保育園と幼稚園の
両方の機能をあわ
せ持つ施設です。

- ◆入園資格 保育園部：保育園に同じ／幼稚園部：幼稚園に同じ
- ◆保育の必要量の認定 保育園に同じ
- ◆保育対象年齢 保育園部：保育園に同じ／幼稚園部：幼稚園に同じ
- ◆休園日

保育園部：日曜日、国民の祝日・休日、年末年始
幼稚園部：土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、
規程で定める休園日

◆保育時間

保育園部：保育園に同じ／幼稚園部：午前8時30分～午後1時30分

◆保育料

保育園部：保育園に同じ
幼稚園部：幼稚園に同じ 幼稚園部は給食費 月額3,500円が別に必要

園 名	所 在 地	電 話	定 員
認 定 こ ど も 園 芳 野 保 育 園	古川474番地の1	(0868) 54-0482	保育園部 150人 幼稚園部 20人
(仮称)認定こども園 大 野 保 育 園	沢田72番地1	(0868) 54-0439	保育園部 130人 幼稚園部 20人

※(仮称)認定こども園大野保育園は、平成29年4月に開園します。それまでのお問い合わせについては大野保育園(TEL0868-54-0439)へお願いします。

お問い合わせ先

入園を希望する保育園・幼稚園・認定こども園または学校教育課

※申込案内および申込に関する書類は、保育園、幼稚園、認定こども園、学校教育課において11月1日(火)から配布いたします。

※施設見学希望の方は各施設に直接お問い合わせください。

※学校教育課 電話(0868)54-7799

11月は児童虐待防止推進月間です

親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっています。虐待は子どもの心身に重大な影響を与え、健やかな成長・発達を妨げます。虐待を受けたと思われる子どもがいたら、またご出産や子育てに悩んでいたら、児童相談所や町保健福祉課に連絡してください。あなたの連絡や相談が子どもを守るとともに子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

児童虐待とは・・・

身体的虐待

なぐ、け、たた、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、おぼ、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、
ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、
自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉によるおど、脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 電話(0868)54-2986

主唱：厚生労働省・内閣府

虐待かもと思ったら
すぐにお電話をください。
あなたの1本のお電話で
救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。